

事 業 主 殿

日光労働基準協会長

職長教育開催のご案内

労働安全衛生法第 60 条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第 19 条で定めるものに該当するときは、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、合計 12 時間以上の安全衛生教育を行わなければならないとされていますが、この度、法令改正により令和 5 年 4 月 1 日から、その対象業種が拡大され、これまで対象外となっていた「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加われました。

このような状況もあり、日光労働基準協会では「職長教育」を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては対象業種となる事業場で、職長等（監督、班長、リーダー、作業長など仕事を行う上で、現場で直接指揮、命令する方）の職務に新たに就く方の本教育への参加をお願いいたしたくご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和 8 年 2 月 12 日（木）～ 13 日（金）
 受付：午前 8 時 40 分 講習：午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分
2. 会 場 日光市豊岡公民館・第 1 会議室（日光市大桑町 130-3 電話 0288-21-8216）
3. 受講料 会員事業場 15,000 円 非会員事業場 16,500 円（テキスト代、税込）
4. 講 師 講師は、RST トレーナーが務めます。
 〔講師資格：RST トレーナー、KYT トレーナー、労働安全コンサルタント
 （電気・建築・土木）、技術士（電気電子・環境・建設・総合技術監理）〕
5. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、メール又は FAX でお申し込み下さい。
 （mail 可：ima.3062@proof.ocn.ne.jp /fax 可：0288-21-4047）
 受付後、受講票を発行します。受講料を添えての持参も可能です。
6. 申込先 【持参先】日光労働基準協会（日光市今市 306-2 電話 0288-21-2047）
 【振込先】足利銀行今市支店 普通預金 0119490 日光労働基準協会あて
7. 定員・締切日 25 名定員 令和 8 年 1 月 29 日（木）締切り
8. その他 （1）全教育を受講した方には、修了証(※)を発行いたします。
 （2）受講票、筆記用具、昼食及び飲料水を持参してください。（ゴミは各自持ち帰り）
 （3）締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねます。

以上

職長教育受講申込書〈兼 受講者台帳〉

(令和8年2月12日・13日)

日光労働基準協会が開催する「職長教育」に、下記の者を受講させたく
申込致します。

※協会記入欄

※修了 証番号	※受講 番号	フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		昭・平 年 月 日生(才)
		住 所	〒	
		フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		昭・平 年 月 日生(才)
		住 所	〒	
		フリガナ 氏 名		生 年 月 日
		職 名		昭・平 年 月 日生(才)
		住 所	〒	

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため、**楷書**でフリガナまで記入して下さい。

※締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

令和8年 月 日

事業所所在地 〒

事業所名

代表者氏名

TEL

FAX

担当者氏名

e-mail

※

会 員

非会員

申込先FAX : 0288-21-4047